諸外国等の外国人受入れに関する主な制度等

資料3

国・地域	主な制度の概要
米国*1	➢ **一部の在留資格について**、それぞれ**年間のビザ発給上限を設定**。 ➢ 永住者のうち、**家族関係又は雇用を理由とする永住者**は、カテゴリー別・出生国別の年間発給枠を超える申請があった場合には、優先日順の**待機名簿により発給時期を調整**。 ➢ **一部の就労資格**は、申請希望者数が年間枠を上回る場合に**選考手続きを実施**。 *1：2022年時点の政府推計では非正規移民は約1,100万人と外国生まれ人口の約4分の1を占める。そのため、永住資格や就労資格に係るビザ発給上限の充足状況のみでは、外国人流入の全体像を必ずしも把握することはできないことに留意。
英国	➢ 2010年代には「**純移民（net migration）*2を年間10万人未満（数万人台）まで減少させる**」という**目標**を掲げ、非EEA域外国民*3を対象とする**高度人材及び熟練労働者向けのビザ**に**発給上限**を設定。 ➢ EU離脱に伴う新たなポイント制度の導入により、こうした**数値上限は撤廃**。近年は**技能要件や給与要件の引上げ等を通じて純移民の抑制**を図る。 *2：12ヶ月以上にわたって居住するために英国へ入国する者の数と、他所へ居住するために英国から出国する者の数との差。 *3：EEA（欧州経済領域）加盟国以外の国・地域の国民。英国のEU離脱前には、EEA加盟国民には自由移動制度が適用されていた。
カナダ	➢ 今後3年間の**永住者受入れ人数の数値目標をカテゴリー別に毎年設定**。地域の経済・労働市場のニーズや新規入国者の定着・統合能力等を考慮して受入れ目標を決定し、**毎年の計画更新を通じて見直し**。 ➢ 近年は、**非永住者を総人口の5%未満**とするとともに、**永住者受入れを総人口の1%未満で安定化させる**方針を掲げる。 ➢ 当該数値は政府が設定する計画目標であり、上限到達時に**新規受入れが停止される仕組みではない**。
オーストラリア	➢ **毎年**、**永住者全体の受入れ人数**及び**技能、家族、特別枠の区分ごとの配分を計画として設定**（法律上のビザ発給上限ではない）。 ➢ 永住者のうち、**親及びその他家族等**の一部の家族ビザについては、年度ごとの発給数の制限あり。これらのビザは上限到達後、当年度中は追加発給されず、残りの申請は**翌年度以降に繰り越し**。配偶者及び子供のビザはこの上限制度の対象外。

【出典】各国政府のホームページ等（令和８年１１月６日現在の情報に基づく）

諸外国等の外国人受入れに関する主な制度等

国・地域	主な制度の概要
韓国	➢ **特定業種の単純労務分野における労働者**について、**業種別に雇用許容人員を定めた雇用許可制**を導入。 ➢ 純粋外国人（韓国系外国人以外）を対象とした一般雇用許可制では、政府が送出国・導入規模・業種別に枠を管理して事業主に雇用許可を付与。制度上、**当該枠の範囲内でのみ新規受入れが認められる**。
シンガポール	➢ 2010年代には、**労働力のうち外国人労働者が占める割合**について、**当時の水準（約3分の1）を維持したい**との考え方が示され、**現在までその水準**が保たれている。 ➢ **中技能人材及び現場労働者**については、**業種・事業所ごとに外国人労働者比率の上限**（Dependency Ratio Ceiling）が設定され、**一部の在留資格等**についてはその枠内でさらに**個別の上限**（Quota）が設けられている。 ➢ **企業は上限を超えて外国人を雇用することができない**。
台湾	➢ **移工**[*4]と**外国技術人力**[*5]について、**業種ごとに事業所単位の受入れ比率又は受入れ上限が設定**され、**一部業種では業界全体の受入れ枠も設定**。 ➢ 雇用主は募集許可及び雇用許可を取得する必要があり、許可審査の際に受入れ上限への適合性が確認されるため、**上限を超える新規受入れは認められない**。 *4：製造業、建設業、農業、漁業、介護等の分野で就労する外国人労働者（外籍移工）をいう。 *5：一定年数以上就労した外籍移工や台湾の大学等を卒業した外国人を対象として、製造業、建設業、農業、漁業、介護等の分野での就労が認められる。

【出典】各国政府のホームページ等（令和８年１１月６日現在の情報に基づく）